

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2013年4月22日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が、本日取りまとめ・公表した2013年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。

各国の貿易政策・措置を巡る近年の動向としては、世界金融危機の後に継続していた世界経済の回復が欧州財政危機等を受けて鈍化しており、G20メンバー国が新規に導入した保護主義措置の数は減少傾向にあるものの依然として高水準に止まっている。特に貿易救済措置の発動や関税引上げ・輸入制限等について、ひとつの国がある保護主義措置を導入すれば他国も追従して同様の措置導入に動くケースが観察され、強く懸念されている。自由貿易体制の不安定化につながらないよう世界的な保護主義措置の監視の強化が図られている。

経済産業省としては、上記の動向を注視しつつ、積極的に個別問題の解決を図っていく。特に当面の優先度が高いと考える事項は以下のとおりである。

なお、昨年度の取組方針掲載案件に関する取組状況は(参考)のとおりであり、様々な案件で顕著な改善が見られている。

二国間・多国間協議やWTOの紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やEPAのビジネス環境整備小委員会、WTO通常委員会等の相互レビュー、WTO等の紛争解決手続への付託等を通じて問題解決を図っていく。

○中国

- ・アンチ・ダンピング（AD）措置の不適切な制度・運用の是正

○インドネシア

- ・鉱物資源（ニッケル等）輸出規制及びローカルコンテンツ要求の是正

○ロシア

- ・自動車廃車税の内外差別的な制度・運用の是正

○ブラジル

- ・自動車工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

○ウクライナ

- ・乗用車に対するセーフガード措置の是正

○米 国

- ・サンセット・レビュー（アンチ・ダンピング措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

既に WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

○中 国

- ・ 原材料（レアアース等）輸出制限措置の是正
- ・ 日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 課税措置の是正

○カナダ

- ・ オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

○アルゼンチン

- ・ 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

○米 国

- ・ ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）の確実な廃止
- ・ バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止
- ・ WTO 協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）

○E U

- ・ 無税とされるべき WTO 情報技術協定（ITA）対象製品に対する関税賦課の廃止

(参考) 昨年の優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対象国 ・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中 国	アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の是正	<p>2012年11月、中国商務部が日本産高性能ステンレス継目無鋼管にAD税賦課を最終決定したが、当該措置は、損害認定の誤り、因果関係認定の誤り及び調査手続の瑕疵等の点でAD協定に違反する疑いがあることから、同年12月、我が国は中国に対し、WTO協定に基づく協議要請を行い、2013年1月31日・2月1日に二国間協議を実施した。</p> <p>また、それ以外の個別事案についても政府意見書の提出、公聴会への参加やAD委員会等を通じてAD協定上の問題点を指摘するとともに、中国商務部との間で対日AD案件に関する意見交換を実施している。</p> <p>今後、引き続き WTO 紛争解決手続を通じて、高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置に関する紛争の解決を図っていく。また、それ以外の個別案件についても、中国調査当局が WTO 協定整合的に制度を運用するよう注視していくとともに、我が国の指摘に対し改善が見られない場合には、WTO 協定の下で取り得る手段を活用しつつ、中国側に強く働きかけていく。</p>
	内外差別的な政府調達制度の改善	<p>自主イノベーション製品認定制度について、2011年5月、米国は、第3回米中戦略経済対話の成果として、中国が政府調達の優遇と自主イノベーション製品をリンクさせないよう条例案を見直すと表明した旨を発表した。その後、同年6月28日、中国財政部はホームページ上で「自主创新製品の政府購買予算管理弁法など3件の文書の執行停止に関する通知」を発表し、本制度の関連規則の一部の執行を停止した。</p> <p>さらに11月には、米国は、第22回米中商業貿易合同委員会の成果として、中国は、国務院が地方政府に対し、政府調達の優遇と自主イノベーションをリンクさせるカタログを12月1日までに削除するよう要求したことを表明した旨を発表した。</p> <p>我が国としては、中国が米国の発表どおりに中央・地方政府ともに自主イノベーション制度を政府調達上の優遇措置としないように制度を改めていくのか、その実施状況について引き続き注視しており、また、政府調達法実施条例案、政府調達国内製品管理弁法案など、他の政府調達における国内産品優遇、特に技術移転を事実上の要件とした国内産品優遇制度についても、その動向を注視するとともに、是正の働きかけを行っているところ。</p>
	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	<p>2012年9月の知的財産権保護に関する官民合同ハイレベルミッション等により、制度改善の要請と協力の両面から取組を実施するとともに、2011年10月の第3回日中知財WGの合意に従い、ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）への理解を深めるべく中国法令との比較研究等を行っている。</p>

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	原材料の輸出制限措置への対応	<p>2009年12月、米国等の要請により設置されたWTO紛争処理小委員会（パネル）（対象品目：ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン及び亜鉛の9品目）に我が国も第三国参加し、我が国としての意見を陳述。2011年7月には、上記9品目に関する中国の輸出数量制限・輸出税は、WTO協定に整合的でないとのパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月末にパネルの判断を概ね支持するWTO上級委員会報告書が公表された。これを受けて中国は、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛の7品目についての輸出税を撤廃するとともに、黄リンについては、加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更した。加えて、ボーキサイト、コークス、蛍石、シリコンカーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限を撤廃した。</p> <p>2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置（輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格）について、WTO協定に基づく協議要請を行った。しかし、協議では解決に至らず、同年6月に我が国は、米国及びEUとともにパネル設置を要請、同年7月にパネルが設置され、現在係争中である。</p>
アジア各国・地域 ^(注) 等	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	<p>2012年2月、第1回日アセアン特許庁長官会合で、知的財産の保護強化のための我が国の協力を確認する「東京知財声明」を採択し、同年7月の第2回長官会合において、ASEAN各国の知的財産庁との知的財産に関する協力覚書を締結した。こうした取組を通じて知的財産に対する国民の意識向上による模倣品対策等を進めるとともに、APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請しつつ、各国・地域における関係機関の人材育成を引き続き支援していく。</p>
インドネシア	鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題への対応	<p>新鉱業法及び関連の規則に基づく各種措置（高付加価値義務・鉱石輸出制限（2014年施行予定）、輸出税、インドネシア資本への株式譲渡義務、生産量・輸出量管理、ローカルコンテンツ要求等）について、我が国は、閣僚レベルでの累次の懸念表明に加え、日尼EPAに基づく投資小委員会やWTO・TRIM委員会においても繰り返し懸念を表明している。また、2012年6月の日尼首脳会談においては、内閣総理大臣から尼大統領に対して懸念を表明し、再考を要請した。一時、インドネシア政府が示していた2012年5月施行の方針は延期されたが、引き続き、二国間での協議やWTO関係委員会、日尼EPAに基づく小委員会等の枠組みを活用して制度・運用の改善を働きかけていく。</p>

対象国 ・地域	優先取組事項	改善・取組状況
米 国	サンセット・レビュー（アンチ・ダンピング措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃	<p>2012 年には、前年同様に、春・秋に開催された WTO・AD 委員会で、長期にわたって継続している AD 措置の早期撤廃を求めた。また、対米 WTO 貿易政策審査（TPRM）でも、サンセット・レビューの決定方法を議題として取り上げた。さらに日米の事務レベル会合等を通じ、長期継続措置の早期撤廃について要求を行うとともに、米国とサンセット・レビュー手続の運用に関する詳細な議論を行った。</p>
	ゼロイングの確実な廃止	<p>2007 年 1 月、ゼロイングは WTO 協定違反との上級委員会の判断が示されたが、米国は是正勧告の履行期限を徒過しても履行内容を明らかにしなかったため、2008 年 4 月、我が国は履行確認パネルの設置を要請。2009 年 8 月、米国は履行義務を未履行とする上級委員会の判断が確定したが、なお履行を実施する動きがなかったことから、2010 年 4 月、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請。その後、同年 12 月、米国はゼロイングの WTO 勧告履行に関するための商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表（なお、仲裁手続については、同年 12 月 10 日、日米間で一時中断することで合意。）。</p> <p>米国の発表を受け、我が国は米国と非公式に協議を行い、商務省規則改正案の内容等について議論を重ねた結果、2012 年 2 月 6 日、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月 14 日、米国は商務省規則の改正を官報に掲載して公表した。さらに、同年 6 月、米国は覚書どおり、ウルグアイ・ラウンド実施法第 129 条に基づき職権で改正規則に沿って担保税率の再計算を行い、我が国の品目（ステンレス薄板）について担保税率を 0.54% から 0.00% に変更した。</p> <p>以上の米国の措置を受けて、我が国は、同年 8 月、覚書に基づいて対抗措置の承認申請を撤回した（仲裁手続については、米国とともに、仲裁人が決定を行う必要はない旨を通知。）。</p> <p>我が国は、本件紛争が解決に向けて大きく進展したことを歓迎するとともに、ゼロイングの廃止が徹底されるよう、引き続き米国の新規則に基づく運用を注視していく。</p>
	バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止	<p>米国は、2006 年 2 月にバード修正条項を廃止したが、経過規定により分配が継続しているため、我が国は日米経済調和对話等の枠組みにおいて分配停止を申入れるとともに、対抗措置を毎年延長。いまだ米国において分配停止の動きが見られないことから、2012 年 9 月、分配額を踏まえた税率等変更の上、対抗措置をさらに 1 年間延長しているところ。</p>

対象国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
米 国	WTO 協定違反とされた関税法の早期改正(熱延鋼板)	<p>2010年まで引き続き紛争解決機関会合で米国に対してWTO勧告の早期履行を継続的に求めたほか、2012年には日米の事務レベルでの協議や対米WTO貿易政策審査(TPRM)でも議題・質問として取り上げた。</p> <p>(2011年6月、1999年以来継続されてきた日本製熱延鋼板に対するAD措置自体は、米国調査当局による見直し調査の結果、2010年5月26日に遡り撤廃された。)</p>
E U	無税とされるべきWTO 情報技術協定(ITA)対象製品に対する関税賦課の廃止	<p>我が国は米国・台湾とともに、2008年5月にWTO協定に基づく協議を要請。同協議は不調に終わり、2008年8月パネル設置を要請。2010年8月、同パネルは我が国の主張を全面的に認めた報告書を公表。EUは上訴を行わず、9月に開催されたWTO紛争解決機関会合においてパネルの判断が確定。その後、我が国等は、履行期間についてEUと協議を実施。12月、我が国等とEUは履行期限を2011年6月30日とすることに合意。その後、EUは、2011年6月25日付け官報で不当な関税率表を修正する履行措置を公表し、これを同年7月1日より施行した。さらに2012年2月9日付け官報で多機能複合機、同年2月21日付け官報で多機能複合機及びセット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。なお、モニターについては、違反とされた関税規則を2009年に撤廃しているが、新しい関税規則は未だ発表されていない。</p> <p>今後、我が国はEUの履行措置がパネル報告書に整合的に設計・運用がなされるよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。</p>
カナダ	オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃	<p>カナダ・オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の固定価格買取制度が義務づけているローカルコンテンツ要求は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、TRIM協定第2条違反の可能性があるとともに、WTO補助金協定第3条に定める禁止補助金(国内産品優先補助金)に該当する可能性があることから、2010年9月、カナダに対してWTO協定に基づく協議要請を実施したが、協議で解決せず、我が国は2011年6月にパネル設置要請を行った。2012年12月、パネルは日本の主張を概ね認める報告書を公表。その後、2013年2月にカナダが上訴し、続いて、日本、EUも上訴、現在、上級委員会による審理が行われている。</p>
アルゼンチン	輸入許可審査制度の運用の是正	<p>我が国は、2012年8月21日、米国及びメキシコと共にアルゼンチンに対してWTO協定に基づく協議を要請し、同年9月20日及び21日、アルゼンチンと協議を行った。同協議で問題が解決されなかったことから、同年12月6日、米国及びEUと共にパネル設置要請を行い、2013年1月28日、パネルが設置された。</p> <p>パネル設置直前の同年1月25日、アルゼンチンが非自動輸入ライセンス制度を撤廃する等、状況は一部改善しているが、その他の措置(事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など)は依然として存続している。</p> <p>我が国は、引き続き米国及びEUと協調しながら、WTO紛争解決手続に従って本件の解決を目指していく。</p>

(注) アジア各国・地域 : ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の動き
本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要は以下のとおり。

＜中国＞

アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の是正

中国は、1995年以降、2013年3月末までに76件のAD調査を開始しているが、その調査対象製品のほとんどが素材型産業、特に化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。

WTO加盟前も含めた中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は35件であり、うち28件についてクロの最終決定が出されてAD措置が発動され、そのうち21件については現在もAD課税が継続している。

我が国は、これまで中国調査当局に対し、AD協定に整合的ではないと考えられる点について、政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、AD委員会等の様々な機会を活用し、以下の点のような我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

- ①損害（因果関係）の決定に関し、ダンピング輸入以外の要因の国内産業への影響を適切に評価し、これらの要因による影響と、ダンピング輸入による影響とを「分離・峻別」した上で、その分析方法についての十分な説明を行うべき。
- ②利害関係者が十分に自らの利益を守ることができるよう、重要事実の開示や最終決定において、ダンピング・マージン計算の根拠や方法を十分に説明し、また、算定に利用した「知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル：FA）」の出典を明らかにすべきである。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば、AD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査には、AD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らすと問題点も多く、引き続き改善を求めていく必要がある。

なお、日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置については、2012年12月に中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行い、2013年1月31日及び2月1日に二国間協議を実施した。（詳細は後述）

原材料（レアアース等）輸出制限措置の是正

中国政府はコークスや亜鉛、レアアース等、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理し、また、輸出に際しても高率な輸出税を賦課している（2011年、コークス：40%、亜鉛：30%、レアアース：25%等）。

本件に関連して、米国・EUは、2009年6月、WTO協定に基づく協議を要請（同年8月、メキシコも協議要請）（対象品目：ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン及び亜鉛の9品目並びに同9品目を原材料として使用した加工品・半加工品）したが、同協議が不調に終わったため、2009年12月パネルが設置された（DS394、395、398）。我が国は第三国参加。中国は、当該輸出制限措置は環境保護と有限天然資源の保存のための措置でありWTOルールに整合的であると主張したが、2011年7月5日、中国の措置はGATT第11条（数量制限の一般的禁止）及び中国のWTO加盟議定書（輸出税の撤廃・上限輸出税率

の設定)等に整合的でないとのパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月末にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。これを受け、中国は、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛の7品目についての輸出税を撤廃するとともに、黄リンについては、加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更した。加えて、ボーキサイト、コークス、蛍石、シリコンカーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限を撤廃した。

その後、2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置(輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格)について、WTO協定に基づく協議要請を行った(DS431、432、433)。しかし、協議では解決に至らず、同年6月に我が国は、米国及びEUとともにパネル設置を要請、同年7月にパネルが設置され、現在係争中である。

日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正

中国商務部は、2011年9月8日に日本産高性能ステンレス継目無鋼管(石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼)についてAD調査を開始した。我が国は、2012年5月12日に経済産業大臣が中国商務部長に対して日本製品の対象除外を要請する等、様々な機会をとらえて中国側に働きかけを行ったが、2012年11月8日、中国商務部は、日本製品に対してAD税を賦課する旨を最終決定した。

本件AD課税措置は、損害認定の誤り、因果関係認定の誤り及び調査手続の瑕疵等の点でAD協定に違反する疑いがあることから、同年12月20日、我が国は、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行い、2013年1月31日及び2月1日に二国間協議を実施した。

我が国としては、引き続きWTO紛争解決手続を通じて本件の解決を図っていく。

<インドネシア>

鉱物資源(ニッケル等)輸出規制及びローカルコンテンツ要求の是正

インドネシアは、ニッケルや銅などの鉱物について、インドネシア国内での製錬・精製義務、生産量及び輸出量管理やローカルコンテンツ要求を含む鉱業法の改正を行った(2008年12月16日新鉱業法可決、2009年1月12日に大統領の署名を経て公布・施行)。さらに、施行から1年以内に制定するとされていた「新鉱業法」の運用に関する細則は、2012年2月6日に高付加価値義務に関するエネルギー・鉱物資源大臣令及び同年2月21日にインドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。高付加価値義務を課して鉱石の輸出を制限する措置及びローカルコンテンツ要求は、WTO協定のみならず、日尼EPA上も問題となり、また我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課す措置は、日尼EPA投資章の規定に抵触する可能性がある。なお、同年5月7日付けで商業大臣令、5月16日付けで財務大臣令及び改正エネルギー・鉱物資源大臣令(2月6日令)が発表され、輸出税や製錬計画の提出、輸出業者・量の登録・許可義務など、一定の条件を満たせば鉱石の輸出が可能である旨規定された(2014年以降は、高付加価値化義務が課され、原鉱石輸出が禁止される予定)。

我が国は、かねてよりインドネシア政府に対して懸念を伝えていたところであり、また上記ルール整合性を踏まえ、2009年12月の日尼EPAに基づく投資小委員会に

において懸念を表明し、さらに、2011年10月に開催されたWTO・TRIM委員会においては、米国・EUと連携して懸念を表明した。また、2011年2月、経済産業副大臣から尼経済担当調整大臣に、2011年6月、経済産業大臣から尼工業大臣に、2011年9月、経済産業大臣から尼副大統領、経済担当調整大臣、工業大臣、商業大臣に、2011年11月、経済産業大臣から尼商業大臣、日インドネシア経済合同フォーラムにおいて、経済産業大臣及び経団連から尼経済担当調整大臣、エネルギー・鉱物資源大臣、工業大臣に、2012年2月、経済産業大臣から尼大統領諮問委員にそれぞれ新鉱業法について懸念を表明した。さらに、2012年6月の日尼首脳会談においては内閣総理大臣より尼大統領に対して懸念を表明し、再考を要請した。産業界からも、2012年8月の日尼素材・資源産業官民対話において改めて措置の改善や柔軟な対応を要請した。2012年10月の日尼経済合同フォーラムでは、経済産業大臣及び産業界より、繰り返し懸念を表明し、今後も、早期解決を図るため様々なレベルでの対話を継続していくことが確認された。

引き続き、我が国は、WTO関係委員会、日尼EPAに基づく小委員会等の枠組み及び二国間での協議等の場を活用し、制度・運用の改善を働きかけていく。

<米 国>

サンセット・レビュー（アンチ・ダンピング措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年以内に撤廃（サンセット）されるが、米国の運用実態は国内企業からのレビュー申請がある限り原則継続の判断となっている。

現在、米国は日本製品に対して14件のAD措置を課しているが、最長の措置は34年以上継続しており、5つの措置については20年以上継続している。平均継続期間は約18年である。

これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国ユーザーから支持を得ているが、AD措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和对話や累次のWTO・AD委員会などの場において措置撤廃を要請しているところ。

引き続き、我が国は、国内産業の要請さえあればAD措置を安易に延長するという米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）の確実な廃止

米国は、AD手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用している。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004年11月にWTO協定に基づく協議要請、2005年2月にパネル設置要請を行い、個別AD措置に対するゼロイングの適用（as applied）に加え、米国のゼロイング制度それ自体（as such）がWTO協定に違反する

旨を主張。2007年1月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。

しかし、是正勧告の履行期限（同年12月24日）までに、十分な履行措置を米国が採らなかったため、我が国は、2008年1月、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTO に対し対抗措置の承認申請を行った。その後、米国は、実際には勧告の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと主張したため、同年4月、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて履行確認パネルの設置要請を行った。2009年4月に発出されたパネル最終報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング制度それ自体（as such）及び、ゼロイングが適用された個別 AD 措置（as applied）について、是正がなされておらず、米国は WTO 勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。米国は5月に上訴したが、上級委員会も8月、パネル報告を全面的に支持した報告書を発出し、米国が WTO 勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。

その後も米国が履行する動きは見られず、我が国は2010年4月23日、米国に対して WTO 勧告の迅速かつ完全な履行を促すため、対抗措置の規模を決定する仲裁手続の再開を申請し、同年10月6日に仲裁会合が開催された。その後、同年12月28日、米国はゼロイングの WTO 勧告履行に関する商務省規則改正案を公表し、これに対するパブリックコメントを受け付けると発表した（なお、仲裁手続については、同年12月10日、日米間で一時中断することで合意。）。

米国の発表を受け、我が国は米国と非公式に協議を行い、商務省規則改正案の内容等について議論を重ねた結果、2012年2月6日、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月14日、米国は商務省規則の改正を官報に掲載して公表した（同年4月16日以降になされる仮決定から新規則が適用される。）。

さらに、同年6月、米国は覚書の内容どおり、ウルグアイ・ラウンド実施法第129条に基づき職権で改正規則に沿って担保税率の再計算を行い、我が国の品目（ステンレス薄板）について担保税率を0.54%から0.00%に変更した。

以上の米国の措置を受けて、我が国は、同年8月、覚書に基づいて対抗措置の承認申請を撤回した（仲裁手続については、米国とともに、仲裁人が決定を行う必要はない旨を通知。）。

我が国は、本件紛争が解決に向けて大きく進展したことを歓迎するとともに、ゼロイングの廃止が徹底されるよう、引き続き米国の新規則に基づく運用を注視していく。

バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930年関税法修正条項）は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものの。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申し立てに基づきパネルが設置された結果、2003年1月に上級委員会が WTO 協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま 2003年12月の履行期限を徒過したため、

2004年11月、我が国及びEU等7ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受け、2005年5月にEU及びカナダが、8月にメキシコが、9月に我が国が対抗措置を発動した。我が国は、ベアリング、鉄鋼等15品目に15%の追加関税を賦課した。

2006年2月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められていた。従って、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなった。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006年9月及び2007年9月の二度にわたり、対抗措置をそれぞれ一年間延長した。その後、分配額減少により対抗措置の上限額が減少したことにとともに、品目及び税率を変更した上で、2008年9月、2009年9月、2010年9月、2011年9月に対抗措置をそれぞれ一年間延長した（2008年：ベアリング2品目に10.6%の追加関税賦課、2009年：ベアリング2品目に9.6%の追加関税賦課、2010年：ベアリング2品目に4.1%の追加関税賦課、2011年ベアリング2品目に1.7%の追加関税賦課）。2011年も経過措置に基づく分配が行われたことから、2012年9月、税率等変更の上、対抗措置をさらに一年間延長している（ベアリング1品目に4%の追加関税賦課）。

我が国は、日米経済調和对話やWTO紛争解決機関会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO協定違反の状態を解消するよう強く働きかけていく。

WTO協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）

米国が1999年6月に決定した日本製熱延鋼板に対するAD措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等がWTO協定違反であるとの判断が示され、2001年8月に違反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限（2002年11月）までに、関連する米国の改正等について履行を完了できず、その後3度にわたり履行期限の延長を行った。2005年5月には勧告実施のための法案が議院に提出されたが、同年7月末の履行期限までに成立する見通しが立っていなかったことから、同年7月、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないものの、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、その後、我が国からの再三の履行要請にも拘らず、勧告実施法案は審議未了のまま廃案となったため、2007年1月に改めて経済産業大臣から米通商代表（USTR）に対して早期履行を求め、米国政府は同月のWTO紛争解決機関会合において、議会とともに本件に取り組む旨の意思表示を行ったが、その後も米国が勧告を完全履行することはなく、これまでWTO紛争解決機関会合や日米経済調和对話等において我が国から累次の要請を行ってきた。

2011年6月、本件AD措置自体は廃止されたが、未だWTO勧告の完全な履行は行われておらず、2012年12月の対米WTO貿易政策審査（TPRM）でも算出方法を規定する国内法の改正の見通しを書面で質問するとともに、審査会合で改正を要望した。

WTO紛争解決制度の信頼性を損なわないためにも、引き続き、米国が勧告内容に沿った措置の実施を行うよう働きかけていく。

<EU>

無税とされるべき WTO 情報技術協定 (ITA) 対象製品に対する関税賦課の廃止

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった WTO・ITA (Information Technology Agreement : 情報技術協定) の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の多機能化・高度化が進む中で、ITA の対象として扱われるべき製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT 分野は技術進歩の速い分野であることから、ITA は「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」(ITA 宣言パラ 1) と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EU において現在生じている問題は、本来 ITA 対象である品目が技術進歩によって多機能化・高度化したことにより、当初合意された品目と異なるという理由で ITA 対象外として課税されるというものであり、我が国は、ITA 本来の趣旨やこれまでの成果 (各国が行った関税譲許) に反するものと懸念している。

本問題については、2007 年 1 月に経済産業大臣が欧州委員 (貿易担当) に対して解決を要請したほか、経済産業省と欧州委員会貿易総局との間で次官級の協議を累次行う等、解決に向けハイレベルでの協議を行ってきた。

しかし、EU 側は解決への努力を行わなかったため、これらの製品に対する関税賦課は WTO・ITA に整合的ではないとして、米国、台湾とともに、2008 年 5 月、WTO 協定に基づく協議要請を行い、2008 年 7 月には EU との間で二国間協議を行った。

二国間協議においても EU より問題解決に向けた回答が得られなかったことから、我が国は、米国、台湾とともにパネル設置の要請を行い、2008 年 9 月にパネルが設置された。

2010 年 8 月 16 日、パネルは我が国の主張を全面的に認めた最終報告書を全加盟国に配布。EU は上訴を行わず、9 月 21 日に開催された WTO 紛争解決機関会合においてパネル報告書が採択され、パネルの判断が確定した。その後、我が国は、履行期間について米国・台湾と共に EU と協議を行い、2010 年 12 月 20 日、履行期間を 9 ヶ月と 9 日 (履行期限は 2011 年 6 月 30 日まで) とすることに合意。その後、EU は、2011 年 6 月 25 日付官報で不当な関税率表を修正する履行措置を公表し、これを同年 7 月 1 日より施行した。さらに 2012 年 2 月 9 日付官報で多機能複合機、同年 2 月 21 日付官報で多機能複合機及びセット・トップ・ボックスの分類基準にかかる新規則を発表した。なお、モニターについては、違反とされた関税規則を 2009 年に撤廃している (同年 11 月 10 日付及び 12 月 3 日付官報にて公表) が、新しい関税規則は未だ発表されていない。

今後、我が国は EU の履行措置がパネル報告書に整合的に設計・運用がなされるよう働きかけを行うとともに、監視を続ける。

<カナダ>

オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

2009 年 5 月、カナダ・オンタリオ州は太陽光や風力により発電された電気についての固定価格買取制度 (フィード・イン・タリフ・プログラム) を創設。その際、同州

政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値（組立てや原材料の調達等）が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することを義務化（ローカルコンテンツ要求）した。ローカルコンテンツ要求により、固定買取制度に参入しようとする発電事業者等が太陽光パネル等を購入する場合において、輸入製品より、オンタリオ州産の製品を購入しようとするインセンティブが生じる。その結果、日本企業がオンタリオ州向けに輸出する太陽光パネル等の製品は、同州産の製品に比べて不利な扱いを受ける。

オンタリオ州による本措置は、内国民待遇義務を定める GATT 第 3 条、TRIMs 協定第 2 条違反の可能性があるとともに、補助金協定第 3 条に定める禁止補助金（国内産品優先補助金）に該当する可能性がある。さらに、こうした国内産品優遇措置は、容易に世界中に拡散する恐れがあり、我が国が強みを有する太陽光パネル等の環境関連産業は大きな影響を受ける可能性がある。そのため、本問題について、我が国は、カナダとの間で閣僚レベルによる申入れを行ってきたが、改善は見られなかった。

以上の状況を踏まえ、我が国は 2010 年 9 月 13 日、カナダに対して WTO 協定に基づく協議要請を行った。しかしながら、協議では問題が解決せず、我が国は 2011 年 6 月にパネル設置要請を行った。2012 年 12 月、パネルは買取条件におけるローカルコンテンツ要求を撤廃すべきという日本の主張を概ね認める報告書を公表した。パネルは、カナダが GATT 第 3 条及び TRIMs 第 2 条の内国民待遇義務に違反して不当な州産品優遇を行っている旨の判断を示した。補助金協定第 3 条違反（禁止補助金）については、補助金認定の要件となる利益の存在が立証されていないとして、補助金協定違反を認定しなかったが、本論点については、我が国が提出した証拠及び議論から「利益」の認定が可能との少数意見が付されている。その後、2013 年 2 月にカナダが上訴し、続いて、日本、EU も上訴、現在、上級委員会による審理が行われている。

<ロシア>

自動車廃車税の内外差別的な制度・運用の是正

ロシアは、2012 年 9 月、自動車廃棄物の適正な処理により環境を保護することを目的として、ロシア国内生産車及び輸入車に対する廃車税（リサイクル税）を導入した。廃車税額は、乗用車、商用車、バス毎に設定された基準額に対し、排気量及び経年数により設定された係数を乗じることにより算定される。とりわけ、出荷から 3 年以上が経過した中古車には、新車に比し高率の係数が規定されている。

本制度は、廃車税免除の余地を事実上国産車のみ認め、輸出車への免除の可能性が排除されており、GATT 第 3 条の内国民待遇義務に抵触する可能性がある。また、関税同盟を構成する二国（ベラルーシ、カザフスタン）から輸入される自動車にも廃車税免除の余地を認めており、GATT 第 1 条第 1 項の最恵国待遇義務にも違反する可能性がある。

我が国は、これらの自動車廃車税に対し、2012 年 6 月には経済産業大臣から露経済発展大臣に対し、同年 9 月には経済産業大臣から露第一副首相に対し懸念表明を行った。また、2012 年 11 年の WTO 物品理事会でも、米国及び EU と共に懸念を表明している。さらに、上記取組と並行して、現地大使館等を通じて情報収集や申し入れを継続している。これを受け、ロシアは 2013 年 3 月の WTO 物品理事会で制度を改善することを表明した。

我が国としては、今後、ロシア政府との各種チャネルによる協議を継続し、制度や

運用の詳細情報を求めるとともに、付随的な関連規則の策定や制度見直しの動向も注視していく。同時に、二国間のみならず WTO 専門委員会等において、米国、EU 等とも連携しつつ措置是正の働きかけを継続する。

<ブラジル>

自動車工業品税の内外差別的な制度・運用の是正

ブラジル政府は、2011 年 9 月 16 日、国産自動車及び輸入車に対して工業製品税 (IPI) を 30% 追加的に賦課することを発表した。(同年 12 月 16 日から有効、2012 年 12 月までの暫定措置。) ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を満たす自動車については、その製造者が以下の 3 つの要件を満たして「認可企業」となることにより、追加の工業製品税が免除されることとされていた。

- ① 企業平均のメルコスール域内の原産地比率が 65% 以上であること
- ② ブラジル国内で組立て、プレスなど 11 ある自動車生産工程のうち 6 工程以上を実施していること
- ③ 総売上上の 0.5% 以上を研究開発 (R&D) に投資していること

かかる免除規定を含む本制度の実施が、ブラジル国内に生産設備を持たないメーカーに対して、ブラジル国内市場における価格競争力の観点から悪影響を及ぼすことが懸念された。このため我が国は、2011 年 10 月の WTO 市場アクセス委員会及び 11 月の WTO 物品理事会において米国、EU、韓国等と連携して懸念表明を行った。

2012 年 10 月、ブラジル政府は、2013 年から 2017 年までの 5 年間、自動車に対する IPI の 30% 引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として IPI を減税可能とする新たな自動車政策 (イノバール・アウト) を発表した。イノバール・アウトへの参加条件として、① 所定の燃費基準の達成 (2017 年新車燃費を 2012 年比 12% 低減)・車両ラベルプログラムへの参加、② 一定額の国内研究開発・イノベーション・エンジニアリング等への投資、③ 組み立て、プレスなど国内での一定の生産工程の実施、等の条件を満たした場合、優遇税制として IPI 減税に利用できる IPI クレジットが付与されることとなった (ただし、参加条件や優遇措置の詳細は企業の活動状況 (① ブラジル国内の製造企業、② 輸入販売企業、③ 投資計画を有する企業) により異なり、また、ローカルコンテンツを一定以上利用することが条件とされるとの情報がある)。

本措置は、ブラジルにおける自動車の生産において、税の免除という利益を受ける上で輸入部品を不利に扱っている。また免除企業となっても、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産以外の自動車が必ずしも免除対象とならないことから、メルコスール又はメキシコ産以外の輸入自動車を、国産車との関係のみならずメルコスール又はメキシコ産の輸入自動車との関係で不利に扱っている。したがって、GATT 第 1 条 (最恵国待遇義務)、第 3 条 (内国民待遇義務) 及び TRIMs 第 2 条、補助金協定第 3.1 条(b)に抵触する可能性がある。

この新政策に対し、2012 年 5 月及び 11 月、経済産業大臣からブラジル開発商工大臣に対し WTO 協定への抵触の可能性を指摘した。また、2012 年 11 月に開催された日伯貿易投資促進合同委員会においては、経済産業審議官より懸念を表明するとともに情報提供などの協力を要請。さらに、2012 年 11 月の WTO 物品理事会において、米 EU 豪とともに懸念を表明した。引き続き我が国としては、ブラジル側の本措置への対応を注視していく。

＜アルゼンチン＞

幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

アルゼンチンは、2008年以降、幅広い品目に対して一連の輸入制限措置を導入している。2008年11月には、約400品目について非自動輸入ライセンス制度を導入し、2011年2月には、対象品目を約600品目に拡大した。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施している。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。

これらの輸入制限措置は、許可要件等が具体的に示されておらず、当局の裁量によって恣意的に運用されていることから、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」等に抵触する可能性がある。

我が国は、これらの輸入制限措置に関し、WTO輸入ライセンシング委員会やWTO物品理事会において、米国、EU等と共同して累次にわたり懸念表明を行うとともに、現地大使館等を通じて申し入れを継続してきたが、アルゼンチン側からなんら改善の道筋が示されなかった。このため、2012年8月21日、米国及びメキシコと共にWTO協定に基づく政府間の協議を要請し、同年9月20日及び21日、アルゼンチンと協議を行った。同協議で問題が解決されなかったことから、同年12月6日、米国及びEUと共にパネル設置要請を行い、2013年1月28日、パネルが設置された。

アルゼンチンは、パネル設置直前の同年1月25日、非自動輸入ライセンス制度を撤廃する等、状況は一部改善しているが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として存続している。

我が国は、引き続き米国及びEUと協調しながら、WTO紛争解決手続に従って本件の解決を目指していく。

＜ウクライナ＞

乗用車に対するセーフガード措置の是正

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、同月2日付ウクライナ政府国際貿易委員会の決定（No. SP-259/2011/4402-27）に従い、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車（排気量1000cc～1500cc及び1500cc～2200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始、利害関係者等を対象とした公聴会を開催した。2012年4月、同省は、国内における輸入乗用車の相対的増加、国内産業への損害のおそれ等を認定する調査報告書を利害関係者へ送付、ウクライナ政府国際貿易委員会に対し、セーフガードによる追加関税の特別措置を発動すべきとする提案を行っていた。

しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車販売台数、輸入乗用車販売台数、乗用車輸入台数はいずれも大幅な減少傾向を示している。（2009年のウクライナ国内乗用車販売台数は2008年から約74%減少、同年の輸入乗用者販売台数は2008年から約61%減少、2010年の乗用車輸入台数は2008年から約72%減少。）本件がWTOセーフガード協定に規定されるセーフガード措置発動要件を満たすかについては強い疑義があり、ウクライナ政府からは十分な説明と情報提供が行われていない。

我が国は、2011年7月のウクライナ政府によるセーフガード調査の開始を受け、2011年10月及び2012年4月に、WTOセーフガード委員会においてEUとともに懸念を表明。セーフガード措置発動を認めるウクライナ経済発展・貿易省の調査報告書公表後も、

公聴会への参加、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡等を通じ、本件セーフガード措置に関する懸念を表明しつつ、措置の発動を控えるよう要請を行っていた。

その後、本件についてはしばらく動きがなかったが、2013年3月14日、ウクライナ政府は30日後から3年間、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課すセーフガード措置の発動を決定。これを受け、我が国は2013年3月のWTO物品理事会において、EU及び他の加盟国と連携し、セーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう要請するとともに、現地大使館を通じての申し入れ等を行った。

我が国としては、引き続き、あらゆるチャネルを活用し、ウクライナに対してセーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう働きかけていく。

以 上